

「富士市地球温暖化対策実行計画（事務事業編第二期計画）」 「富士市環境配慮契約基本方針」を策定しました

市役所の排出する温室効果ガスのさらなる削減のため、計画期間の終了する「富士市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の改定を行いました。

また、環境に配慮した契約の推進を定めた「富士市環境配慮契約基本方針」も新たに策定しましたので、あわせて公表します。

富士市地球温暖化対策実行計画 （事務事業編第二期計画）

◆計画策定の経緯

市は、平成14年2月に、平成17年度を目標年度とした「富士市地球温暖化防止対策実行計画（第一次計画）」及び「富士市グリーン購入基本方針」を策定し、平成18年度、平成22年度に計画改定を行ってきました。

その後、第三次計画に当たる「富士市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、地球温暖化防止対策として市役所の排出する温室効果ガスの削減に努めてきました。この計画期間が平成27年度で終了すること、また、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議で、新たな枠組みである「パリ協定」が採択されたことを受け、第四次計画として「富士市地球温暖化対策実行計画（事務事業編第二期計画）」の策定を行いました。

区別温室効果ガス排出量 (t-CO₂)

区分	H26 (基準年度)		H32目標値	
	排出量 (t-CO ₂)	構成率 (%)	排出量 (t-CO ₂)	増減率 (%)
①市役所独自に削減できる排出量	38,280.6	57.0	31,569.4	-17.5
②一般廃棄物焼却に伴う排出量	26,740.5	39.8	22,401.2	-16.2
③下水・し尿処理に伴う排出量	1,405.3	2.1	1,464.4	4.2
④車両の使用に伴う排出量	682.7	1.0	682.0	-0.1
⑤笑気ガスの使用に伴う排出量	93.0	0.1	53.6	-42.3
合計	67,202.1	100.0	56,170.5	-16.4

※四捨五入しているため、数値が一致しない場合があります。

◆目標達成期間

平成28～32年度の5年間

◆削減目標

平成26年度の温室効果ガス排出量（CO₂換算で6万7202・1トン）を基準として、平成32年度末までの5年間で全体の16・4%を削減し、排出量を5万6170・5トンにすることを目指します。

問い合わせ／環境総務課

☎(55)2602 ㊟(5)0522

✉kakankyousumu@div.city.fuji.shizuoka.jp

富士市環境配慮契約基本方針

◆環境配慮契約とは

市は、電気の契約や自動車の購入において、従来の価格のみを考慮した契約ではなく、価格と環境負荷の双方を考慮した契約を推進していきます。

◆対象とする契約の種類

- ・電気の供給を受ける契約
- ・自動車の購入及び賃貸借に係る契約
- ・省エネルギー改修事業（ESCO）に係る契約

計画期間の進行管理

「富士市地球温暖化対策実行計画（事務事業編第二期計画）」、「富士市環境配慮契約基本方針」及び「富士市グリーン購入基本方針」を継続的に改善しながら、確実に実行していくため、「富士市環境マネジメントシステム」を使い、進行管理を行います。なお、計画と各基本方針は、平成32年度に内容の見直しを行います。

「富士市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」、「富士市地球温暖化対策実行計画（事務事業編第二期計画）」について詳しくは、市ウェブサイトを「[こちら](#)」をご覧ください。

※くらしと市政くらし・手続・施策・計画など